

清和小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

☆その子が苦痛を感じればいじめです。

（※「それくらいは平気・大丈夫」ではなく、児童生徒の立場に立つことが必要）

2 「いじめの芽」や「いじめの兆候」から対応

☆「いじめの芽」や「いじめの兆候」からいじめ認知をし、大事になる前から丁寧に関わります。

具体例

- ①授業中において、先生に指名されたが答えられないAさんに対して、Bさんが「こんな問題もわからないの」と言った。Aさんはショックを受けて下を向いてしまった。
- ②AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。
- ③Aさんの遅刻・欠席・早退などが増えた。

※【参考】いじめの問題に対する施策（文部科学省HP）

3 清和小学校 生徒指導・いじめ防止対策委員会

【校長、教頭、教務、生徒指導担当、不登校担当、養護教諭等】

+【SC、SSW】▶学期に数回は定例の会議等で情報共有し、アドバイスを受けます。

①いじめが学校からなくなるような対策の計画、実施をします。

- ・月1回、生徒指導・いじめ防止対策委員会を開催します。
- ・児童生徒・保護者に向けて、いじめ対策の周知、啓発を行います。
- ・学校生活アンケート(毎学期に1回)、教育相談(適宜)を実施します。
- ・職員研修の立案、実行をします。

②いじめの相談窓口になります。

☆自分がいじめられていると感じたとき、また、誰かがいじめられていると思ったときは、すぐに相談してください。

（※担任等話しやすい先生に相談してもらえれば、対策チームで共有します。）

③いじめがあった場合は、この委員会が中心になって組織的に対応します。

- ・いじめを受けた児童、いじめを報告した児童のことはしっかりと守ります。
- ・職員会議でも情報を共有し共通理解を図ります。様々な角度からいじめ解消に向けて取り組みます。

【いじめ対応フローチャート】

情報を得た教職員



担任、学年主任、生徒指導担当、管理職等



いじめ対策チーム

加害
保護者
⇄ 適宜連絡
⇄ 家庭訪問

一人で抱え込まず、組織的に対応する

被害
保護者
⇄ 適宜連絡
⇄ 家庭訪問

調査（聞き取り、アンケート等）
・調査班は事案の状況によりメンバーの決定



事実関係の把握（いじめの認知）



指導方針の決定



対応班編成
・事案の状況によりメンバーの決定



対応班によるいじめ解消に向けた指導



継続指導・経過観察



解消

調査について
いつ・どこで・誰が・
誰に・何を・きっかけ

職員会議
⇄ 報告
⇄ 共通理解

市教委
⇄ 認知報告
⇄ 支援

児童理解
被害者のみならず加害者についてもその背景の理解に努める

調査・指導・経過観察は記録を残しておくこと

その後も丁寧な観察を

- ①いじめの行為が少なくとも3か月は止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人・保護者に要確認）